

の役職に就いていた平成6年の時点で教會長に就任していたことが認められる。

会計面においては、岩見沢地区において、統一協会に上納すべき献金の一部が地区の収入とされていたことが認められるほか（甲A43の2ないし16），川崎支部においても、統一協会において最も基本的な献金である月例献金の一部を支部の経費に使っていたことが認められる（甲180）。

(9) 以上の諸事情にかんがみれば、宗教団体である被告の組織とは別個独立に、連絡協議会又は信徒会という信徒団体が組織されていたとは到底認めることができず、被告が連絡協議会又は信徒会として主張する組織は被告の一部を構成するものであって、第1章及び第2章において認定した信者の活動は、すべて被告の宗教活動として行われていた事実を左右すべき事情は何ら見当たらない。

2 全大原理研について

被告は、全大原理研と被告との間にも指揮命令関係がないと主張する。しかし、前記のとおり、連絡協議会は被告の一部であると認められるところ、第1章及び第2章において認定したとおり、原理研究会の伝道活動や実践活動の様は、ビデオセンターを設置運営していること、合宿形式の修練会を設けて再臨の救世主を明かすこと、勧誘当初は統一協会の伝道活動であることを隠すこと、家族に話さないよう口止めをすること、実践活動としてマイクロ活動を行うことなど様々な点において、連絡協議会の活動とされるものと類似しており、活動目的も共通していたものと認められる。そうすると、全大原理研や原理研究会が、宗教団体である被告の組織の一部を構成しているという事実関係までは認めるに足りる証拠がないものの、一連の伝道活動や実践活動が被告の指揮命令なしに独立して行われていたと考えることは困難である。よって、被告と全大原理研の間に指揮命令関係が存在すること自体は否定することができないところである。